

最低薬価制度について

- 剤形ごとにかかる最低限の供給コストを確保するため、成分に関係なく剤形ごとに設定しているもの。(平成12年薬価改定よりルールを明確化)
- 平成12年度時点で最低薬価を下回っているものは、その時点での薬価を最低薬価とみなし設定している。(いわゆる「みなし最低薬価品目」)
- なお、日本薬局方医薬品については、医療現場で汎用され医療上の必要性が高いことから、最低薬価をその他の医薬品よりも高く設定している。

区 分	最低薬価		
	(日本薬局方医薬品)	(その他の医薬品)	
錠剤	1錠	9.70円	6.10円
カプセル剤	1カプセル	9.70円	6.10円
丸剤	1個	9.70円	6.10円
散剤(細粒剤を含む。)	1グラム※1	8.40円	6.30円
顆粒剤	1グラム※1	8.40円	6.30円
末剤	1グラム※1	8.40円	6.30円
注射剤	1管又は1瓶	97円	60円
坐剤	1個	20.80円	20.40円
点眼剤	5ミリリットル1瓶	85.60円	84.80円
	1ミリリットル	17.10円	17.10円
内用液剤、シロップ剤 (小児への適応があるものを除く。)	1日薬価	9.70円	6.40円
内用液剤、シロップ剤 (小児への適応があるものに限る。)	1ミリリットル※2	9.70円	6.40円
外用液剤 (外皮用殺菌消毒剤に限る。)	10ミリリットル※1	9.70円	6.30円

※1 規格単位が10グラムの場合は10グラムと読み替える。

※2 規格単位が10ミリリットルの場合は10ミリリットルと読み替える。

- 平成21年9月に実施した薬価本調査の結果に基づき、前回改定時における最低薬価品目(みなし最低薬価品目を含む)を剤形区分別で見た場合、乖離率が薬価収載品目全体の平均乖離率(8.4%)を超えていた区分は、以下のとおり。

区 分	最低薬価	品目数	乖離率
<日本薬局方医薬品>			
・錠剤、カプセル剤、丸剤	9.70円	352	9.1%
・散剤(細粒剤を含む。)、顆粒剤、末剤	8.40円	131	22.6%
・注射剤	97円	224	14.0%
・坐剤	20.80円	21	15.6%
・内用液剤、シロップ剤(小児への適応があるものを除く。)	9.70円	16	12.2%
・外用液剤(外皮用殺菌消毒剤に限る。)	9.70円	116	23.7%
<その他の医薬品>			
・錠剤、カプセル剤、丸剤	6.10円	933	16.0%
・散剤(細粒剤を含む。)、顆粒剤、末剤	6.30円	264	10.1%
・注射剤	60円	242	15.0%
・坐剤	20.40円	26	13.8%

(注) 調査期間中に取引実績の無かったものは、品目数に含まない。